



Title	明治維新と有司專制の成立
Author(s)	猪飼, 隆明
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2005, 39, p. 1-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4295
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

明治維新と有司専制の成立

猪 飼 隆 明

はじめに

かつて服部之総は、明治維新を絶対主義形成とブルジョア民主主義革命の、基本的に対抗しあう二重の過程としてとらえる必要性を説いた。⁽¹⁾明治維新史研究は、その二重の過程の到達点を明治憲法体制とみて（それを絶対主義と評価するかどうかについては今は問わないとして）、維新时期からその明治憲法体制の成立あるいは確立までを、連續した政治過程として把握することをめざすものでなくてはならない。

この二重の過程の到達点である明治憲法体制は、大日本帝国憲法・帝国議会・市制町村制・教育勅語によつて総括される国家体制、言い換えれば、天皇と立憲制、天皇と政府、天皇と軍隊、地方支配と地方議会、イデオロギー構造、それらを支える社会的・経済的・階級的基礎等々の総体を表現するものである。したがつて、二重の過程を分析することは、これらの要素それぞれについて、またそれらを総体として認識することでなくてはならないが、ここでは、国家意志決定の主体あるいは意志決定のプロセスに焦点を当てて分析する。というのは、政治史として

のこの二重の過程は、國家意志の決定を誰がどのように掌握するかをめぐつての闘いの過程であるといつてよいと考へるからである。

ところで、明治憲法体制下における天皇は、三権の長であるだけではなく、統帥権、宣戰・講和の権、條約締結の権、鑄貨権、等々のいわゆる天皇大権を持つ専制権力の主体であるが、この天皇の地位と権力は、有司專制が、自由民權運動（國家意志決定権の全体あるいはその一部を国民の手に握らんとする運動）をはじめとする人民の闘いとの格闘のなかで自己⁽¹⁾を修正することによって実現されたものである。したがつて、有司專制について、その誕生から、自らを修正し終わるまでの生涯を明らかにすることが要請されるが、本稿では、有司專制の成立過程およびその本質について、具体的に明らかにすることを目的とし、その後の過程については見通しを示すに止めたい。

第一章 有司專制の成立をめぐつて

1 有司專制とは何か

一八七四年一月、板垣退助らが左院に提出した民選議員設立建白書は、「臣等伏して方今政權の期する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に歸す」⁽²⁾と、権力が有司に握られていると指摘したが、当時の権力に対する批判は、「夫れ專制の二、三大臣の手に出で、公議の以て行はれず」⁽³⁾（立志社建白書）一八七七年八月）、あるいは「凡そ政令法度、上天皇陛下の聖旨に出づるに非ず、下衆庶人民の公議に由るに非ず、独り要路の官吏数人の臆斷專決する所に在り」（島田一郎ら「斬姦状」⁽⁴⁾一八七八年五月）などと、権力が「有司」「二、三大臣」「要路の官吏数人」の手に独占されているということで共通していた。すなわち、有司專制とは、國家意志の決定・

遂行はもちろん、國家機構の改変や人事など、権力の枢要な部分を独占する権力内の専制的統治集団の支配体制を言うのである。何よりも、国家意志の決定権を独占していることが重要である。とりあえず、このように規定しておく。

2 有司専制成立についての通説的見解

周知のように、有司専制については、一八七三年一一月の内務省設立と、大久保利通の内務卿就任をもつて成立したとの見解が一般的である。大久保は、その直前の征韓論争で西郷隆盛・板垣退助およびその追随者たちを退け、その時々の権力にとって最も重要な課題を担う内務省の卿として、名実ともに政府の最高実力者になつたと評価されたのである。

遠山茂樹氏は、征韓論争を境に、その前後で政治的対立のあり方が変わった、すなわちそれまでは、「政府の提出する政治課題と政治コースが唯一のものであり、その唯一のものをどの政治勢力が実現するか」をめぐつて「藩閥抗争」が行われてきたが、論争以後は、洋行派と留守政府派との政治課題・政治コースの対立へと転換したと指摘し、その洋行派が「有司専制」体制を形成したと結論づけた。⁽⁵⁾ その洋行派を代表するのが大久保利通である。

また、最近では松尾正人氏が、明治六年一〇月の「征韓論を契機とした政変で西郷・板垣らが下野」することで、かねてから「参議の省卿兼任を持論としていた大久保が政府内の実権を掌握した」つまり参議の大久保が内務卿、参議大隈重信が大蔵卿、参議大木喬任が司法卿、参議寺島宗則が外務卿、参議伊藤博文が工部卿、参議勝海舟が海軍卿を兼任することで、参議が「行政を統轄し、藩閥的な官僚機構を操作する」という、まさに「有司専制」の体制

が形成されたのである」と述べている。⁽⁶⁾

遠山氏は、ここに洋行派の政治コースの実現のために、その專制が生まれたと言うが、たとえば有司專制成立直後の台灣征討にさいして洋行派の中心人物木戸孝允が反対したことに端的に示されるように、またしばらくの間は（明治一四年政変に至るまで）は、留守政府組の大隈重信が、政府の中枢にいたことなどが示すように、洋行派と留守政府派との対立という構図をもつて、有司專制の成立の事情を説明するのには無理がある。一方、松尾氏によれば、「藩閥的な官僚機構を操作」する必要性が、「參議の省卿兼任」という參議の專制（松尾氏は、これを有司專制と位置づけている）を産み落としたと言うことになる。しかし、「藩閥抗争」は、遠山氏が言われるように、有司專制成立以前の対立の構図なのであつたのであるから、征韓論争後のこの時点で、なぜ藩閥的利害克服を目的に有司專制が生まれたのか、理解に苦しむ。この場合、征韓論争が如何なる対立であつたのかが問題となる。

筆者はかつて、その征韓論争が、朝鮮政策の相違を本質的対立として展開されたのではなく、権力のなかの專制的統治集団と、そこから排除されているものが、朝鮮問題を借りて対立したものであることを明らかにし、したがって、有司專制、すなわち権力内の権力＝有司專制はそれ以前に成立していなければならぬとして、一八六九年⁽⁷⁾八月一〇日の大臣・納言・參議の「四か条盟約書」にたどり着いたのである。すなわち、その事実をもつて有司專制成立の起点とすべきであると主張した。⁽⁸⁾

この日、天皇が太政官に親臨して、大臣（三条実美・岩倉具視）・納言（岩倉具視・徳大寺実則）・參議（大久保・廣沢真臣・副島種臣）の六人は、「今や天下平定し國家の基礎を確立するの時に方り聖旨を奉体し新政の実績を挙ぐる大目的を一定せざるへからず。宜く断然と心志を堅固にして狐疑狼顧すること無く、全国を方寸の中に容れ、天

下の英豪を総攬し、区々たる小節に拘はらす公明正大活眼を以て宇宙の間に注視し、全国之力を戮せて皇威を宣揚し國權を拡張するを以て己が務めとし各奮發尽瘁して其成功を奏せんことを努むべきなり」と誓い、あわせて次の四か条を誓約した。第一条は、機密漏洩禁止の条項で、重要なことは「未発前には同列の外、家人は勿論父子の間と雖決して漏洩致間敷事」としていることである。當時、政府役人の有力者のもとに、「家人」として、同藩同郷の若い者をおくことが多かつたが、とくに彼等への機密漏洩を取り締まつたのである。第二条は、五ヶ条の誓文の「万機公論ニ決スヘシ」を念頭に、三職の熟議はこの「公論」に相当するとして、「公論に決するの御誓文ニ基き大事件ハ三職熟議し、諸省卿輔弁官又ハ待詔院集議院へ其事柄ニ依り諮問を経たる後、上奏宸断を仰く可き事」としている。第三条は、決定したことに対する共同責任の明確化である。そして第四条に、實に面白い約束が行われる。すなわち、「三職の輩ハ毎月三、四度或ハ五、六度各自の宅ニ相往来集会し情を通じ親を結ひ一点の隔心なく相交りて奉公の便を計る可き事」とするが、ここにこの誓約の本質が最も明確に表されていると考える。すなわち、誓約者たちの出身藩や出自を越える親しい関係を、私的交流を通じて造り上げることである。筆者は、これをもつて、私的関係が公的権力の保障になると評価したが、こうした一見幼稚と思える関係の構築を敢えて約束しなければならなかつたところに、この期の権力の困難があつたといえるのである。

この権力は、戊辰戦争を終え、版籍奉還を実現したとは言え、個別領有権の存在を前提にその上位の権力として存在していることにかわりはなかつた。したがつて、個別領有権の側の要求や不満や不安が権力内部にさまざまに反映していた。人事についていえば、政府は一八六九（明治二）年六月二七日に、版籍奉還前（五月二七日）の布告「凡ソ諸藩士ヲ朝官ニ登用スルニハ、先ヅ其藩ニ諮詢り、既ニ任用セラレタル者、若シ其藩ニ於テ支障アルモノハ

其事由ヲ上申セシム⁽⁹⁾」を廃止し、また徵士・貢士の称を廃して、直に藩士を選用すると布告したが、その藩士も藩からは容易に自由にはなれなかつた。また、戊辰戦争での敗者となつた東北・北陸の諸藩にたいしても公平の扱いが要請された。大久保が、参議就任の翌日七月二三日に岩倉に提出した意見書〔「定大目的」「政出一本」「機事要密」の三条——この意見書が今回の誓約につながる〕のなかで「爾後確実寛大ノ本を居へ、泰然トシテ恐怖スル所ナク快然トシテ狐疑スルトコロナク、全国ヲ我カ方寸ノ内ニ容レ、英豪ヲ手足ノ如ク使命シ既往ヲ論セス親疎ヲ撰ハス、賢ハ賢ニ任シ、能ハ能ニ任シ、公平正大ノ御趣意一貫シ寸毫動搖ス可カラサランコトヲ欲ス」〔「定大目的」と述べたことは、このことを意味していた。また、それだけではない。官吏の公選を実施した（一八六九年五月一三・一四日）とはいえ、能力に見合つた人事配置が行われたという保証はない。したがつて、権力が、内外の課題に適切に対応できるためには、こうした「区々たる小節」から自由な人材が必要なのである。大久保の狙いはそこにある。大久保・岩倉・三条を核に三職という役職にあるものが全体として同じ資質を持つことを要求されたのである。

ここに、有司專制の成立を、筆者はみたのであるが、これは不十分な認識であつた。というのは、権力の中のある集団が、文字通り專制的統治集団になるためには、その集団の意志が独占的に国家意志になるという保証が必要であろう。八月一〇日の誓約の際、天皇が親臨していたことのもつ意味はきわめて大きい。つまり、その集団の意志が、排他的にあるいは独占的に、天皇に上奏され裁可されることが、システム化されている必要があるのでないかということである。そのように考えると、この誓約は、すでに成立しているそのシステムを、國家機構上にシステム化することを期待したものと位置づけることができる。では、天皇への上奏と裁可獲得を排他的に実現しうる統治集団の形成、すなわち有司專制はいつ成立したのか、改めての検討が必要になる。

第二章 政体書と有司專制の成立

1 天皇と太政官との接点

一八六八（慶應四）年閏四月二一日公布の政体書については、すでに多くの研究があるが、これがコンステイティ⁽¹⁾ューション Constitution の日本最初の訳語であることが示すように、そして「一 天下ノ権力、總テコレヲ太政官ニ帰ス、則政令ニ出ルノ患無カラシム、太政官ノ權力ヲ分ツテ立法・行法・司法ノ三權トス、則偏重ノ患無ラシムルナリ」との規定の後半が示すように、立法・行法・司法の三権を不完全ながら分立させていることは、維新政権がその成立の段階から立憲制の採用を課題としていることを明瞭に示している。ところが、この期の政府にとってより重要なことは権力の分割ではなく権力の集中にあることは明らかであった。これが、上記の規定の前半に示される。すなわち、権力を太政官に集中して、政令が二途に出ることを避けることである。では、両者の関係はいかなるものか。行政（行法）機関の筆頭である行政官の長官（輔相）が、立法機関（議定官）の最高の地位を占める議定をかねてていることが示すように、行政機関の優位がこの政体書の示す国家機構の本質である。司法機関（刑法官）も、その長官の地位は低く、行政の優位は歴然としている。このことはいわば当然である。政体書に示された権力の分割は、國家と社会の間における分割ではなく、領主制内部での分割であるから（個別領主＝藩の利害を代弁するものを貢士として差し出させて、議政官の下局の議員とするとしていることにも示される）、分立された三権がすべて太政官たる中枢に従属せざるを得ないことは言うまでもない。

ところで、筆者がこの政体書の内容において最も重要であると考えるのは、「行政官」についての次の規定である。

行政官 輔相二人 議定兼之 掌輔佐天皇、奏宣議事、督国内事務、總判宮中庶務⁽¹²⁾

このように、天皇を補佐し、議事を奏宣するとの職掌を与えられた役職は、輔相二人以外には見られない。すなわち、天皇を補佐し、議事を奏宣しうるのは輔相二人のみに限定されたということである。言い換えれば、天皇と政府を結ぶルートが一本化されたことが分かるのである。政体書のもつこのことの意味が明らかになれば、同日、「近習心得」(全一〇条) なお前日の閏四月二〇日に、「御前詰ト称シ候輩、自今近習ト可称候事」「武家勤番之輩、外番衆と可称候事」⁽¹³⁾ が公布され、

一 御前之儀、於他所決テ漏間敷事
一 御政事向、当役之手ヲ不経シテ、直奏等之事決テ致間敷事

と、天皇の近くに常時侍る近習にたいして、知り得た政事向きのことを漏洩することを禁じ、かつ天皇に直奏することとはできないとしたことの意味が分かる。要するに、天皇と政府との上奏・下問の関係が、一本のルートに収斂された、したがつて、そのルートにある役人(官吏)が、いわば実権を掌握できるというシステムが生まれたのである。政体書の公布以降、国家意志の決定がこのシステムの通り行われて、いることを確認しておこう。

肥後藩の横井小楠(平四郎、時存)⁽¹⁴⁾は、王政復古クーデターから九日後の一二月一八日の三職会議で、島津久光・長岡良之助(護美)・桂右衛門(久武)・木戸準一郎(孝允)・土肥謙蔵(鳥取藩士)・小原二兵衛(大垣藩士)らとともに、官吏として登用されることが決定された。しかし、小楠は、一八六二(文久二)年一二月のいわゆる士道

忘却事件を理由に翌年一二月以来、知行を召し上げられ士席は剝奪され、熊本郊外の沼山津に謹慎させられていた。この謹慎処分中の小楠を新政府に出仕させることに難色を示す肥後藩を説得するのに時間を要し、小楠が、藩庁から「先年御咎によりて御知行被召上士席被差放候處、今度從朝廷赦被仰出候付士席被返下旨」との沙汰を貰つて上京したのは、慶應四年四月八日のことであつた。先ずは上坂してそこで参与に任じられ（天皇が大坂に行幸中であつた）、閏四月四日に入洛、初めて出仕した閏四月一二日に制度事務局判事を拝命した。制度事務局には配属されたが、後述するように、政体書の作成には関係しなかつた。しかし、政体書の公布・施行に向けて政府内は忙しくしていた。閏四月一九日に宿元（鹿児島）に送つた手紙の中で、「近日御改正にて大にいそがしく、昼夜間無之誠に困り入申候」と政体書の公布に向けてのせわしない状況を伝え、

天子様も昼夜五ツより表に被為出、夜五ツに奥に被為入、其間は政府にも御出、且文武之御稽古等御修行被為在候様に相成り、不遠二条御城に御移り被遊、一切御改正に相成筈に御座候。太政官も段々御改正にて私も近日に顧間に転任可被仰付御模様、左様に候へば誠に多用にて實以迷惑に奉存候。⁽¹⁵⁾

と、天皇の政府への臨御の状況が語られる。そして、政体書公布後の国家意志決定のシステムについては、米田虎之助宛の手紙で、次のように述べている

上より出候儀は輔相より議定・参与に御渡し、下より出候事は弁事受取、議定・参与に相渡し、議定・参与にて議定いたし輔相にて御決断、主上に御伺相済候上弁事に御渡夫々執行に相成候。夫故弁事を行政官と被命候⁽¹⁶⁾

と。このように、天皇の意向は、輔相に伝えられ、議定・参与において検討されるが、逆に弁事が受け取った課題は、議定・参与で検討されて輔相が決断し、天皇に上奏する、天皇の認可を得て、再び弁事を通じて執行されるというのである。ここに、政体書の規定通り、天皇と政府（太政官）とを結ぶ接点には輔相のみが存在していることが分かるのである。

2 政体書の制定過程

次に、政体書の成立過程について見ることにしよう。

政体書の起草については、福岡孝弟が「此時ハ副島ト二人デヤツタ。副島ガ制度寮ノ判事デ同僚トナツタ」⁽¹⁷⁾と述べているように、福岡と副島種臣が行っている。福岡は、慶応三年一二月一二日に参与に任じられ、制度科事務掛に配され、年が改まって二月二〇日まで勤めたところで制度事務局判事に任じられた。副島の参与就任は、遅れて三月一三日のことで、このとき福岡と同じ制度事務局判事となつた。政体書の編纂は制度改革そのものであるから、制度事務局が担当することになり、二人がそれを受けもつたのである。なお、制度事務局判事には、他に松室重進（二月二〇日就任）と寺島宗則（三月四日就任）があり、さらに遅れて横井小楠が同役に任じられたのは先述の通りであるが、この三人は起草には関係していない。稻田正次によれば、副島が初稿を作成し、福岡がそれに潤飾を施して、案分を仕上げたという。仕上げられた案分は、その後どのように処理されたのか。参与神山郡廉（佐多衛）⁽¹⁸⁾は、日記に、「太政官分為七官ト調べ書類次ヨリ被託自分淨書シテ、大久保一蔵へ迄今日差立、岩倉卿へ差上候様頼置候事」と述べているから、結局、政体書作成のルートは次のようになろう。

副島（初稿）→福岡（潤飾、案分作成）→神山（淨書）→大久保→岩倉

ここで、重要なことは、淨書されたものが大久保利通に渡されていることである。このときの制度事務局の構成は、判事の上に次の面々がいた。

輔（議定分掌） 鷹司輔熙（二月一〇日～）

輔（議定参与分掌） 萬里小路博房（二月三日～）・堤哲長（二月一〇日～）・鍋島直正（三月九日～）

しかし、案文は、制度事務局の輔・督を経過しないで大久保ついで岩倉に渡されているのである。大久保は、一月二十五日に総裁局顧問に任じられたが、一週間後の二月二日には内国事務局判事に転任している。内国事務局には、三月の時点で判事は大久保をふくめ一〇人おり、四月および閏四月に各一人ずつ任じられている。その上位の輔には松平春嶽・秋月種樹・岩倉具綱、督には徳大寺実則がいる。制度上では、大久保は判事の一人にすぎない。ついで、岩倉具視は、このとき三条実美とともに一月九日以来、副総裁の地位にあつた。その上位の総裁は有栖川宮熾仁で、岩倉・三条の副総裁の下には、輔弼として中山忠能（二月三日～）と正親町三条実愛（二月三日～）がいた。
このとき有栖川は東征軍大総督として戊辰戦争のただなかにあつたこともあって、案文が彼の手を経たとは考えにくいが、政体書公布によるあらたな官職のどこにも就いた形跡がないところからみて、この重要な意志決定にかかわってはいないものと思われる。⁽¹⁹⁾

このようにみると、大久保・岩倉への案文の提出は、機構を全く無視して行われていることが分かる。この大久保・岩倉のところで実質的な協議と結論を得て、さらに三条を経由して直接天皇のもとに渡り、裁可を受けたのではないかと思われる。

以上の検討から、政体書の公布によって、次のような関係が成立したと見ることができる。

天	皇		
三	条	岩	倉
大	久	保	

すなわち、政体書の制定過程が明らかにしているように、すでにこのとき国家意志決定に岩倉・大久保が決定的な位置を占めており、さらに、政体書において、天皇と輔相（三条・岩倉）を結ぶルートが確定したのである。

実は、有司專制というのは、冒頭に述べたように、国家意志の決定過程を独占する統治集團であるが、彼等の決定した事柄が国家意志となるためには、天皇の裁可は不可欠の条件なのである。したがって、この政体書によつて、はじめて制度的に上記の関係が成立したとみられるのであって、この時点を有司專制の成立とみるのが最も妥当である。

第三章 明治維新の変革主体と有司專制

1 王政復古のクーデターと小御所会議

これまでの検討によつては、まだ何故に有司專制が成立したのかについては明らかではない。したがつて、ここでは明治維新の変革主体の問題からこの課題に接近する。有司專制は、何よりも国家意志決定過程を独占する統治集團であるから、変革主体と維新政権におけるその位置が問題とされなければならない。問題の所在を明確にするために、一八六七（慶應三）年一二月九日の王政復古クーデター直後の小御所会議における対立と矛盾のありようについてみておこう。

小御所では、高御座（天皇は出御していない）を中心、その左方には有栖川帥宮熾仁・中山忠能・大原重徳・中御門経之・山階宮晃・正親町三条実愛・仁和寺宮（のち小松宮）彰仁・岩倉具視など親王・公卿が座り、その右側、公卿たちに相対座して徳川慶勝（尾張）・松平春嶽（越前）・山内容堂（土佐）・浅野茂勲（芸州）・島津茂久（薩摩）の五藩の藩主・旧藩主が陣取り、そして、敷居をまたいだ御三之間に、田宮如雲・丹羽淳太郎・田中邦之助（以上尾張藩）、中根雪江・酒井十之丞（以上越前藩）、後藤象二郎・神山郡廉（以上土佐藩）、辻将曹・久保田平司（以上芸州藩）、岩下佐治右衛門（方平）・大久保一蔵（以上薩摩藩）が居並んだ。この会議の状況を、春嶽は次のよう

に書き残している。

土老侯大声ヲ発シテ、此度ノ変革、一舉陰險之所為多キノミナラス、王政復古ノ初二当ツテ、凶器ヲ弄スル甚不祥ニシテ、乱階ヲ借フニ似タリ、二百余年、天下太平ヲ致セシ盛業アル徳川氏ヲ、一朝ニ厭棄シテ疎外ニ附シ、幕府衆心之不平ヲ誘候、又人材ヲ擧ル時ニ当ツテ、斯ノ政令一途ニ出、王業復古之大策ヲ建、政權ヲ還シ奉リタル如キ英断之内府公ヲシテ、此大議之席ニ加ヘ給ハサルハ、甚公議之意ヲ失セリ、速ニ參内ヲ命セラルヘシ。畢竟、如此暴挙企ラレシ三四卿、何之定見アツテ、幼主ヲ擁シテ、権柄ヲ竊取セラレタルヤ⁽²⁰⁾

と、山内容堂が、この変革が軍事的に、徳川慶喜を排除し、幼主を擁して行われたことを、「此暴挙企ラレシ三四卿」に向かって批判した。この剣幕に押されて「諸卿之説漸ク屈セントスル時」、大久保がそれに断然と反論し、岩倉が大久保に同調、「尾侯ハ如何ト詰ラル、ニ、容堂ノ説ノ如シト答ヘラル」といった具合に、色がはつきりした。要するに、大久保・岩倉と同意見と答えたのは「薩侯」のみで、「薩ヲ除クノ外ハ、悉ク越・土二侯ト同論」で、諸藩士

については、「君臣合議雷同之建議ヲ生シ、却テ事ヲ害セシ事ヲ恐ル、ノ意衷、期セスシテ同一ナレハ、各顔ヲ見合セテ抗セス、唯々諾々タリ」という。結局、諸卿のなかでは岩倉、諸侯のなかでは薩侯、諸藩士のなかでは薩藩の大久保と岩下のみが、このクーデターを正当と主張し、残りは容堂に同調した。

しかし、重要なことは、岩倉・大久保等の武力討幕派は、會議中、數の上では余りにも劣性であるにもかかわらず、薩藩兵だけではなく、容堂の土佐藩兵、それに同調した尾・芸・越の諸藩兵は、早朝のクーデター以来、御所の軍事的包囲をといてはいないことである。そして、徳川慶勝と春嶽は、慶喜に辞官納地を迫る役を引き受けて會議を終えたのである。

この経過は何を意味しているか。クーデターが、諸藩連合によつて行われたのではなく、武力討幕派のヘゲモニーによつて行われたことを意味しているのである。諸藩の軍事力は、いうまでもなくその藩主の指揮下にあるが、このクーデターにおいては、一時的にではあれ討幕派の指揮下にあつたとみなければならない。容堂はこの日に上京して、旅装をとかずに入内し、薩侯島津茂久は午後になつて参内したが、尾・越・芸の三侯は前夜から御所内にいたのである。したがつて、土佐はともかく尾・越・芸の藩兵の行動を藩主が承知していないことはないと思われるが、承知していくともいなくても、討幕派の指揮下で、それまで御所を警備していた会・桑の衛兵を撤収させて、御所を包囲したのである。

2 薩長盟約

さて、この武力討幕派のヘゲモニーはどの時点で確立したのか。このことについて検討する。

まず、薩長盟約の経過についてみてみよう。第一次長州征討は戦闘抜きで長州の敗北となつたが、幕府は、この際長州を徹底的にたたいて幕府の権威回復を計ろうとして、一八六五（慶應元）年閏五月、五万の兵を率いて將軍家茂は江戸を発ち大坂城に入る。以後、將軍は江戸には帰ることがない。同年九月一六日、イギリス公使パークスが、本国からの指示を受けて、米（代理公使ポートマン）・仏（全権公使ロッシュ）・蘭（総領事ファン・ボルスブルック）とともに、兵庫沖に軍艦九隻を入港させ、兵庫港の開港を迫つた。兵庫港は安政六年の条約で一八六二年一月開港の約束であつたが、その後、五年間延期の了解を得ていたものである。その後、列強は長州の攘夷実行による外国船砲撃事件（元治元年八月）の賠償金の三分の二を放棄する代わりに、早期の開港を求めてきたのである。以後、朝幕の政治は、この兵庫開港問題と長州处分問題の二つの政治的外交的課題をめぐつて展開することになる。

長州处分問題については、この直後の九月二〇日から翌日にかけての朝議は、禁裏守護總督である一橋慶喜の強硬な主張において、長州再征に勅許を与えた。そして、一〇月四、五日の朝議は、今度は慶喜に条約の勅許をも与えたのである（兵庫開港は不可）。一方、大久保利通は、九月二三日、朝議が長州再征に勅許を与えたことを西郷隆盛に知らせて「天下万人御尤もと奉存候てこそ、勅命と可申候へば、非議の勅命は勅命に非ず」と根本的な批判をしたことは周知のことである。大久保や西郷は、とくに条約問題については、有力諸侯を京都に集めて合議で処理するのがよいと考えて、西郷は坂本龍馬とともに帰国して久光を説得、大久保は福井に、吉井友実は宇和島へそれ説得に行くことになった。久光は、上京を決意して準備しているところに、朝廷の条約勅許の報が入り、久光自身は取りやめるが、代りに西郷・小松帶刀に藩兵を率いさせて上京させた。この途中、下関で、坂本龍馬の仲

介で藩兵の食糧の提供を長州から受け、一方、長州には、薩摩藩名義で武器を購入して提供することを約束した。⁽²²⁾ 長州が尊王攘夷を国是として、公武合体派の薩摩と対立して以来、両藩の初めてのおおやけの接近であった。この間の、龍馬の働きはめざましいものがあり、「王政復古の大目的を達せんには、薩長の間を和解し、二藩連合して天下に率先せざるべからず」⁽²³⁾との説得を受けた黒田清隆は、一二月一四日までに下関に着し、木戸孝允（桂小五郎、この後木戸で表記する）に上京を求めた。木戸は、前年慶應元年閏五月に西郷と下関で会談することを約していくつぽかされたという苦い経験から、「白面京都ニ至リ薩人ト面会スルニ忍ビズ、故ニ他人ヲシテ上京セシメン」と断つたが、黒田と龍馬、そして長州の高杉晋作・井上闇多（馨）の説得、そしてついに藩命（一二月二一日）によつて上京を決意するのである。彼は「公命下ルニ至ル、依テ余恥ヲ忍ビ意ヲ決シ」⁽²⁴⁾ たと書いている。すなわち、木戸の薩人との面会のための上京は藩命によるものであった。木戸は一二月一八日三田尻を出帆して、慶應二年一月一七日大坂に着し、翌一月一八日伏見で、迎えに来た西郷と村田新八に会つた。

この間、薩藩は、先（九月）の軍艦九隻の兵庫港入港事件にたいして、「天機伺い」のため家老桂久武を上京させていたが、その責務も果たして帰国命令が届き（一月一六日）一七日には書役などを集めて祝宴を開き、一八日には木戸も招いた。そこには小松・桂久武・諏訪伊勢の薩藩の三家老、西郷・大久保・吉井幸輔・奈良原幸五郎（生麦事件の責任者）が参加していた。しかし、薩長同盟については薩摩の側から何の話も出さずに宴会は終わった。木戸も持ち出すことはなかつた。木戸は次のように書いている。

在留中大久保一蔵・小松常刀・桂右衛門其の外相面会する數十人、懇意甚厚、而て在留殆十數日、而て未だ両

明治維新と有司專制の成立

藩の間に関係するの談に及ばず、余空く在留するを厭い一日相辞して去らんと欲す。その前日坂本龍馬上京して余を尋ね来る。⁽²⁶⁾

龍馬は、「山口よりハ木圭（桂のこと……注）小五郎よりも長々敷手紙參、半日も早く上京をうながされ候。然レ共此度上京私一人、外当時船の乗組一人位の事なるべく、たれか京ニ御出しなされば、はなはだつがう能しかるべき」と、いらっしゃっていたが、長府藩から護衛としてつけられた同藩士三吉慎藏とともに一月六日漸く乗船し、しかし天候悪くて動けず、結局下関を発したのは一月一〇日のことで、一九日に漸く京都伏見の寺田屋に投宿する。翌一〇日に京都に入つて木戸を訪ねて、「一も誓約するもの無し」との木戸の落胆の声を聞いて、急ぎ会談をセツトしたのである。

この間、一・会・桑政権は、一月七日から、二・条城に、板倉勝静・小笠原長行（老中）、一・橋慶喜（禁裏守護總督）、松平容保（京都守護職・会津藩主）、松平定敬（京都所司代・桑名藩主）を集めて長州処分会議を開いた。連日の會議（一五日から一八日まで休）で、一九日にいたつて漸く出た結論は、領土一〇万石削減、藩主毛利敬親の蟄居、子広封の永蟄居、家督は然るべきものに相続させるというものであつた。翌日、この二条城會議の結果を知つて、桂久武は帰国を中止し、大久保を代わりに帰国させ、この事情を報告させることにした。木戸も、内心上京の成果はない、もはや帰国しよう、それなら大久保と同行しようということで、二〇日は木戸の送別会が行われ、小松・桂・西郷が出席した。龍馬と木戸があつたのは恐らくこの後であつたろうと思われる。翌日、龍馬と会つて、今しばらくの滞留を決意した木戸を残して大久保は出発する。そして、翌二二日、龍馬のはからいで木戸と小松・西郷

が再度会つて、ここに薩長盟約が結ばれることになるのである。この日はまた、長州処分につき、幕府は奏聞の上勅許を得た日でもあつた。

このいきさつはきわめて興味深い。木戸は明らかに藩命で行動している。⁽²⁸⁾したがつて、盟約も藩に復命する必要があり、会談では口頭の約束であったものを、木戸自身が認めて、龍馬に送り彼の裏書きを頼んだのである。一方、この盟約を結んだ薩摩側の西郷やその場には居合わせなかつたが大久保たちは、全く討幕派として政局に当たり、その時々に方針を作成して行動し、久光の説得をふくめ諸藩を動かし、木戸との会談にも自らの責任において臨んだのである。その場合、西郷たちには、盟約通り薩摩藩を動かせるという自信があつたと考えられるのである。

3 薩土盟約

次に、薩土盟約についてみてみよう。

第二次征長戦争は慶応二年六月七日に開始された。しかし、翌月二〇日に將軍家茂が大坂城で死去し、八月一日には小倉城が陥落する。家茂の死後徳川宗家を継ぎ、弔い合戦だと息巻いていた慶喜は、八月一六日参内して解兵と諸藩召集を奏請して、勅許を得た。そして九月早々幕府軍の引き上げを開始し一〇月中には撤兵を完了した。慶喜は、諸侯の上京の朝命を得るが、多くの諸侯は上京を辞退する。大久保はこの機会に、「諸侯会議」を開いて、これをもつて朝廷の権威を確立する好機だと考え、久光の上京をうながしたのであるが、朝命に従つて上京する諸侯がないといふことで久光の上京も見合わせることになつた。

一二月二十五日、孝明天皇が急死し、翌慶応三年一月九日睦仁が践祚し、二条斉敬が関白から攝政となつた。この

天皇の代替わりが政局に与えた大きな要素は、これまで何等かの処分を受けていた公卿層の処分解除（大赦）が行われたことである。まず、一月一五日に長谷信篤・万里小路博房ら一二名の廷臣にたいしての処分が解除され、同月二五日には有栖川宮熾仁・中山忠能・橋本実梁ら九人、同月二九日には山階宮晃親王・正親町三条実愛・中御門経之・大原重徳ら、慶応二年八月三〇日の列参奏上を罪として処分された三四名を含む二八名の廷臣の処分の解除・軽減が、そして、和宮陛下を理由として処分された久我建通・岩倉具視・千種有文・富小路敬直らの処分軽減（入京許可・居住は禁止・月一度の帰宅）が認められた。とくに岩倉具視の処分軽減の意味は討幕派にとって大きいものがあつた。

さて、慶応三年の前半は、大久保たちは有力諸藩の合議によつて、長州処分と兵庫開港問題の解決をめざしていた。久光・伊達宗城・松平春嶽・山内容堂を説得して上京をうながした。小松・西郷の説得を受けた久光は、四月兵七〇〇を率いて上京、続いて伊達・春嶽も上京した。容堂は半月遅れの五月一日に着京した。

四侯会議は、朝廷に対する二条斉敬に迫り、親幕派の廷臣の罷免を要求し、⁽²⁹⁾ 議奏の広橋胤保・久世通熙・六条有容および武家伝奏の野宮定功の罷免を勝ち取り、慶喜に対する長州処分問題の先議を要求した。慶喜は、朝廷に対しても罷免された四名の復職を迫り（実現せず）、長州問題の先議を承知せず、「寛大な処分」の前提として、「嘆願書」の提出にこだわり、これには時間がかかるということで、開港問題が焦眉の急だと姿勢に固執した。そして、慶喜は、五月二三、二十四、朝議を開いてことの決着をはかろうとするが、容堂は病気を理由に帰国してしまい、久光も宗城も参内しない。嫌がる春嶽を強いて参加させ、公家総参内のもの、慶喜は「降命あるまでハ何時までも退出ハ仕るまし」⁽³⁰⁾とおどして、ついに兵庫開港・長州処分の二つの懸案について勅許を出させることに成

功するのである。これには、四藩とも直ちに伺い書を提出して抗議するとともに、五月二五日薩摩藩は、藩邸会議を開き、「これより先の策、……長と共に事を挙ぐるの儀粗定まる」と、薩摩藩は初めて長州とともに討幕に邁進することを決したのである。このときの出席者は、大目付兼家老事務取扱関山糺・側役西郷・大久保・田尻務・蓑田伝兵衛・吉井友実・留守居内田政風・新納立夫であった。この会議によつて、薩長による武力討幕路線が正式の藩論となつたと考えられる。先の薩長盟約は、あくまでも薩摩藩が、長州の冤罪を注ぎ、幕府による処分を撤回せしむる努力をするというところにあつたが、ここに薩長のいわば軍事同盟路線が薩摩藩において確定したのである。六月一六日には久光は、品川弥二郎と山県有朋を招いて、薩摩藩の対幕方針を両人に伝えるとともに、それを帰藩して藩主父子に申し上げるよう伝え、後日西郷を派遣すると約束した。

さて、脱藩罪を赦免となつた坂本龍馬は、四月宇和島帆船いろは丸に武器などを満載して長崎を出航したが瀬戸内海の鞆の津沖で、紀州藩船明光丸に衝突され沈没、その補償交渉などを終えて、六月土佐藩船水蓮（夕顔）に後藤象二郎などともに乗船、長崎を出て六月一二日兵庫に入港した。この船上で龍馬は、山内容堂をして慶喜に大政奉還をすすめさせるために、「船中八策」を草し、海援隊書司長岡謙吉に書き取らせたのである。龍馬たちが京都に着いた六月一四日は、容堂は帰国した後であった。六月二二日、薩土両藩の会議が開かれた。薩摩藩からは、小松・西郷・大久保・吉井、土佐藩からは後藤・福岡孝悌・間部栄三郎・寺村左膳が参加し、坂本龍馬・中岡慎太郎も同席した。ここで、基本的な合意ができたが、翌二三日の在京土佐藩重役会議で、「今日松本ニ而吾藩重役会合、昨日之議を決する筈。後藤・由比・福岡・真邊等も来る。過日左膳執筆せる書取尚又彼は添削ス。由比・佐々木之新著兩人異論なし」⁽³²⁾とあるように、寺村左膳が書き留めた合意内容の修正がおこなわれ、二六日、西郷のもとに届けら

れる。

六月二七日、久光は國許の藩主茂久に、薩土盟約に関する二つの書類、「一 土藩後藤象二郎差出候約定之大綱」と「二 土藩後藤象二郎ヨリ差出候約定書」を同封して送り、「此策斷然相行れ候得は、實に皇國挽回之基本とも相成可申⁽³³⁾」と大きな期待を寄せている。そして、七月一日、薩摩藩から土佐藩に、「建白之趣旨、甚ダ御同意ノ旨」返答して、ここに、最終的な薩土盟約が結ばれたのである。この間の、西郷など薩摩藩側の人物は、薩摩藩の藩論を背負つて行動しているのに反して、土佐藩の側は、薩摩藩と同盟を結ぶことについて藩主や容堂からの信任は得ていないのである。

そこで、後藤は、一〇日後には、兵を率いて上京すると西郷等に約束して、容堂の同意を得るために帰国する。西郷は、長州に行く約束であったが、土佐藩の成り行きを見るため、京に留まり、村田新八を長州に派遣して、薩土盟約についても長州の意見を求めさせることとした。

ところが、容堂は、大政奉還の建白には賛成だが、建白に兵は不要と、出兵は拒否する。こうして、後藤が再び大坂に戻るのは九月二日のことで、後藤は容堂路線に理解を求めたが、九月七日、正式に薩土盟約は破約に終わった。ここに、薩摩藩の公議政体派との訣別は確定したとみてよい。

薩土盟約は、このようにまぼろしに終わつたが、ここに至る過程もまた、興味深い。大久保たちは、慶應三年の前半までは、まだ諸侯会議を、幕府に代わる國家意志決定の機関とする、その中央に朝廷を据えるという、公議政体路線にこだわっていた。ただ、その場合でも諸藩の兵力をその背景としているところが土佐派的、容堂的な公議政体派と相違しているところであった。そして、土佐藩との交渉のなかで、薩摩藩は公議政体派そのものとも訣別

したのである。この過程では、藩が前面に出ているが、藩論を決定させているのが大久保・西郷らの討幕派であることはいうまでもない。大久保は、九月一五日大坂を発つて一七日山口に到着、翌日には長州父子および藩政府首脳一同列席の前で、以上の経過を説明した。⁽³⁵⁾

そして、一九日、薩長の両藩出兵の条約書が正式に取り交わされたのである。

4 薩長芸三藩盟約

慶応三年一〇月八日、薩長芸三藩は、次の要目について合意した。

要 目

一 三藩軍兵大坂著船之一左右次第

朝廷向断然之御尽力并テ奉願置候事

一 不容易御大事之時節ニ付為朝廷拠國家必死尽力可仕事

一 三藩決議確定之上ハ如何之異論被聞召候共御疑惑被下間敷事

十月八日

三藩連盟

この盟約が結ばれるにいたった事情を、品川弥二郎は次のように回顧している。

此盟約書ハ慶応三年丁卯年九（十月の誤り）月八日上京平孫別荘（薩藩岩下次右衛門旅宿）ニ於テ、薩長芸三藩

協議ノ後決定セラレタルモノニシテ、当日之ニ会セシ者、薩ニ於テハ小松・西郷・大久保、芸ニ於テハ辻（家老）・小林（重役）外二名、長ニ於テハ広沢及ヒ予ノ二人ノミ。而シテ此書ノ草案ハ大久保ノ筆ニ成リ、芸州ヲシテ此盟約ニ加ハラシメタルモ亦大久保ノ手段ニテアリキ。此盟約成テ四公卿即チ正親町三条・中山大納言・中御門・岩倉始メテ之を信シ、愈ヨ大事ヲ挙クルニ決シ、終ニ内勅ヲ賜ハリ并セテ錦旗ヲ賜ハルコト、為リシナリ。初メ芸藩ハ薩長両藩ト連合スルニ決シタルニ拘ラス藩内正義因循ノ両派ニ分レタルカ為メ、其志泛々トシテ未タ定ラス、剩ヘ其藩臣某ナルモノ公卿ト薩長トノ離間ヲ謀リシカハ、四公卿動モスレハ將ニドウヨウセントスルノ勢アリキ、西郷・大久保・広沢等之ヲ聞キ、芸ノ薄志弱行ヲ憤リシカトモ之ヲシテ一旦連合ヨリ離レシムルトキハ天下ノ大事ヲ誤ランコトヲ恐レ、大久保ノ策ニ依リ三藩ノ士平孫別荘ニ会シ右ノ如キ盟約書ヲ交換シタリシナリ。而シテ其盟約交換ト同時ニ大久保・広沢ノ兩人ハ辻ヲ拉シテ岩倉公ヲ始メ其他公卿ニ至リテ此盟約書ヲ示シ、断シテ他ナキヲ陳シケレハ諸侯モ其意ヲ了シ討幕ノ決心ヲ固ウセシナリ。⁽³⁶⁾

先に（九月一〇日）小松帶刀から薩摩藩の方針を聞かされた芸州藩家老辻将曹は、藩庁に報告、藩は勘定奉行植田乙次郎を正式の使節として、山口に派遣した。途中薩長の出兵条約を終えて三田尻に向かう大久保と出会い、大久保から委細を聞かされた植田は、山口で長芸両藩の出兵協定を結んだ。ここに、薩長、長芸の出兵協定がむすばれ、九月二十五、六日には薩藩兵が三田尻に終結して長州藩兵と合流、さらに御手洗で芸州藩と合流、京に向かうという行動計画ができた。しかし、薩摩藩の事情で出兵が遅れ、芸州は上記史料にあるように、藩内分裂して出兵どころではなくなる。いっぽう、土佐藩は、後藤象二郎をして大政奉還の建白書をださせる用意をする。行動計画は

変更を迫られる。長州藩の広沢真臣は芸州藩を説得のうえ、植田とともになつて上京、九月二三日に帰京して周旋に奔走していた大久保と一〇月六日に会つてゐる。これより先一〇月三日後藤は土佐藩建白を老中板倉勝静に提出している。幕府は慶喜はこれを受けてどう動くか、このあらたな情勢の確認をして、一〇月八日三藩の会談が行われ、先述の要目について合意に達したのである。この要目の重要なところは、三藩の出兵はあくまでも「朝廷向断然之御尽力」であることである。幕府を倒すとはいわない。そして、「為朝廷拠國家」と、朝廷のために藩を捨てる覚悟であるというのである。

翌九日、大久保は、これを岩倉具視に伝えている。ここから、藩主自らが率兵上京することとそれに名分を与えるための策謀が練られる。一三日、岩倉から長州藩王父子の官位復旧の宣旨が広沢に下され、翌日正親町三条実愛邸で、大久保と広沢それに「討幕の密勅」が下されたのである。これは、言うまでもなく藩に下されたもので、藩としての行動を命じたものである。一九日、大久保・西郷・小松と広沢は密勅を携え帰国、広沢が山口で長州藩主父子に会うとき西郷・小松も同席した。薩摩の三人が鹿児島に到着するのは二六日、翌々日には久光・茂久にこの次第を報告し、翌二九日薩摩藩王の率兵上京が決定された。

この間、一〇月二十四日、慶喜が大政奉還を上表し、かつ將軍職の辞表を朝廷に提出した。朝廷は、諸藩主上京のうえ朝命あるまで旧のままに心得るよう沙汰した。翌日、土佐藩の福岡篤次・神山左多衛は、議奏正親町三条実愛に公議政体実現を入説、さらに松平春嶽を説得して、有力諸侯の会議開催を促し、この「公論」をもつて朝議を動かすよう働きかけた。この公議政体派の動きを封じたのは大久保である。一月一五日國許から帰京した大久保は、一月二七日には春嶽と、二九日には正親町三条と会談して、人事の改変等の弥縫策では済まないと主張する。一

二月一日には大久保は、中山忠能を説得して、朝政大改革を行う決意をさせた。翌日、大久保・西郷は土佐の後藤象二郎に政変の計画を明かし、同意を取り付けた。翌々四日、後藤は政変決行に協力するとの在京土佐藩の最終的意志を薩摩藩に告げる。このとき容堂はまだ上京していない。この意志決定には、板垣退助ら西郷たちと通ずる武力討幕派のバックがあった。こうして、八日からの徹夜の朝議、九日のクーデターとなる。

以上の過程から明らかになることは、大久保や西郷など討幕派の志士は、もはや薩摩藩という一国を越えて、いわば天下に正義と公論を主張できる位置にいることである。そして、岩倉の存在は、彼を通じて朝廷の意志を創造しうることで、討幕派の意志をそこに反映させ、権威あるものたらしめたのである。その権威は、討幕派による説得に権威を添え、諸藩を動かす力となつた。したがつて、薩・長・土・越・芸という九日に主役の藩も、その兵とともに、討幕派の指揮下にあつたとみてよい。

おわりに

このように、王政復古クーデターは武力討幕派のヘゲモニーのもとで実行されたが、個別領有権たる大名の支配は聊かも崩れてはいない。藩兵はあくまでも藩のものである。さらに、慶喜は、大坂城に健在である。公議政体派の巻き返す条件は存在している。討幕派は、全国から、とはいっても当面は東国は除外せざるを得ないが、人材を集めなければいけない。徵士の人選はこうして行われたが、ここにも公議政体派の影響は避けられない。これをうち破つたのが、言うまでもない鳥羽・伏見の戦いである。慶喜は朝敵となり、公議政体派の名分は喪失したのである。この戦争から、戊辰戦争によつて旧幕勢力が一掃される過程で、討幕派の権力内の位置は確定したのであるが、

維新政権が、個別領有権の上位の権力であることに変わりはなかつたし、朝廷には無能な公家が我が世の春が来たよううに振る舞つてゐる。これでは、国家がかかえる内外の課題に正しく対応できない。ここに、政府の中に、その課題に応えうる統治集団の存在が求められる理由があるのである。したがつて、有司專制は、個別領有権や出自を越えて、日本を国民国家たらしめる能力を持つものの統治集団として成立したものと考えることができる。したがつて、維新政権は、雄藩連合政権として成立し、やがて雄藩中から薩摩と長州が権力を握り薩長藩閥政権となるものと、一般的には見られる状況が外見的にはみられるが、それは表層をみてゐるにすぎない。権力の本質は、そのような藩閥を超えた統治集団によつて動かされるのであり、この有司專制は、一八八五（明治一八）年の内閣制の成立まで、権力の本質として機能する。その場合、当面は藩（個別領有権）とその兵力はとことん利用され、その力によつて逆に藩は解体に導かれる。一八七一（明治四）年の廢藩置県はこうして実現するが、それに伴つ封建的諸要素（農民の土地緊縛、穢多非人から武士・公家に至る封建的身分、武士の諸特權など）の解体が、上から行われたにもかかわらず、例えはイギリスにおけるそれと比較して、はるかに徹底して行われたのは、この有司專制によるものとみて差し支えない。一八七三（明治六）年までは、この專制性と歴史の開明性とは幸福な結合を示したと考えられる。しかし、國家意志の決定過程を独占する有司專制は、権力内部に反対者を生み出さないわけにはいかない。その対立が、権力の分裂に至つた最初の事件が征韓論争であり、そこで権力からはじき出された者たちの、権力外からの有司專制批判・排撃の運動が、士族反乱と自由民権運動である。有司專制は、先ずは士族反乱を徹底的に弾圧し、民権運動と対峙し、それを圧伏し、一八八年には大隈重信などの権力内反対者を放逐しつつ（明治一四年政変）、そのエネルギーをも吸収して自らを修正して完成させたのが、明治憲法体制なのである。

注

- (1) 「明治維新における指導と同盟」一九四九年『服部之総著作集』第五巻
- (2) 板垣退助『自由党史』上(岩波文庫版)三五頁。
- (3) 同上 一九八頁。
- (4) 同上 二二九頁。
- (5) 「有司専制の成立」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第一巻 有斐閣 一九五九年)四三・四四頁。
- (6) 「維新政権」日本歴史叢書 一九九五年 吉川弘文館 二八一・二頁。
- (7) 「大久保利通文書」第三 一四七・八頁。
- (8) 「自由民権運動と専制政府」(講座 日本歴史)七近代一、「西郷隆盛——西南戦争への道」一九九二年 岩波書店
- (9) 「維新史料綱要」卷十 一二六・七頁。
- (10) 「大久保利通文書」第三 一二九・二三二一頁。
- (11) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻 有斐閣 一九六〇年 一二二頁。
- (12) 「明治政史」「明治文化全集」第九巻 四四頁。傍線は引用者による。
- (13) 東京大学史料編纂所『復古記』第四冊 東京大学出版会 一九三〇年 六四五頁。六八〇・八一頁。
- (14) 同「復古記」第一冊 三一〇頁。
- (15) 山崎正董『横井小楠遺稿』日新書院 一九三三年 五二一・二頁。
- (16) 同上 五六六頁。
- (17) 福岡孝弟談話筆記 稲田前掲書 二四頁所引。
- (18) 参与神山郡廉(くわいしんじん)『佐多衛』日記 閏四月七日の条 稲田前掲書 二三頁所引。
- (19) 有栖川宮熾仁が官職を得るのは一八七〇(明治三)年四月の兵部卿就任が久しぶりということになる。
- (20) 「春嶽私記」「復古記」第一冊 二二八・九頁。
- (21) 大久保利通の西郷隆盛宛書翰(慶應元年九月二三日付)『大久保利通文書』第一 三二一頁。

(22) 長州は慶應元年三月「武備恭順」の方針のもと、下関―上海ルートによる武器の調達をはかつたが、フランス公使ロッシュの策謀で失敗に終わっていた。

(23) 「大久保利通伝」芳即生『坂本龍馬と薩長同盟』高城出版 一九九八年 一二二頁所引。

(24) 「木戸孝允覚書」『坂本龍馬全集』光風社書店 一九七八年 同右

(25) 同右

(26) 『木戸孝允文書』、なお、この間の事情は芳即生前掲書に詳しい。

(27) 慶應元年一二月二九日付印藤肇死書翰『坂本龍馬全集』光風社書店 一九七八年 八四頁。

(28) 木戸は、広沢真臣と連署して、われわれは主人の言いつけて上京してきた、それがそのまま徵士として「滯京仕り候に付ては、總て主人より承り居り候用筋の儀瓦解に至り候廉候廉少からず」と述べている。猪飼『西郷隆盛』参照。

(29) 折しも、パークス一行が、無断で伏見通過して大津・敦賀に向かうという事件が勃発した。四月一三日、京都から駆けつけた老中板倉勝静が了承をあたえたが、攘夷派の公家（正親町公董・滋野井実在・公寿父子、鷲尾隆聚ら）が激怒するということもありつた。

(30) 『続雨夢経事』第六 一九二八年 一二九頁。

(31) 留守居新納立夫日記 芳即生『島津久光と明治維新』新人物往来社 一二〇〇二年 一八一頁所引。

(32) 『山内家史料 幕末維新』第六卷 三四一頁。

(33) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書』一二〇〇三年、七四一頁。

(34) 『保古系呂比 佐々木高行日記』二 東京大学出版会 一九七二年 四〇四頁。

(35) 『大久保利通日記』一 東京大学出版会 一九六九年 三九二一五頁。

(36) 品川弥二郎「西郷南洲先生ノ書翰ト三藩（薩長芸）ノ盟約書」『尊攘堂書類雑記』三八四一五頁。

SUMMARY

Meiji Restoration and the Formation of Oligarchic Rule

Takaaki IKAI

In his previous works the author criticized the common opinion that the oligarchic rule (有司專制) formed during the dispute about the Korea question (征韓論争) in 1873 when Saigo Takamori, Itagaki Taisuke and other opponents inside the government were abandoned, and when the newly created department of home affairs under Okubo Toshimichi started excercising autocratic style of power. The author emphasized that the oligarchic rule formed earlier in August 10th, 1869 when the secret agreement was made among *Sanshyoku* (三職 chancellor *Daijin*, deputies *Nagon* and councelors *Sangi*).

However, in this paper the author tries to reconsider above stated opinion and demonstrate that the oligarchic rule formed a year earlier in April 21st, 1868 when *Seitaishyo* (政体書) known also as June Constitution was proclaimed. The author will proof that the oligarchs who originally derived from the anti-Bakufu coalition, surpassing the interests of their domains, founded the base of the Restoration's political power and were backed by supporters of *Kougiseitai* (公議政体派) in order to avoid the misuse of the political power caused by inefficient work of court nobles and the influence from the former domains, and that the oligarchs were formed as a group which was directly related to Emperor and dealt with State's domestic and foreign policy issues.

キーワード：明治維新，武力倒幕派，政体書，大久保利通，岩倉具視